

| | | |
|------------------|----------------------------|--|
| 被 処 分 者 | 認 定 証 番 号 | 三重県公安委員会 第 105 号 |
| | 自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号 | 運転代行なな |
| | 主たる営業所が所在する市区町村 | 四日市市 |
| 処 分 年 月 日 | | 令和6年2月2日 |
| 処 分 内 容 | | 指示処分 |
| 処 分 理 由 | | 被処分者は、令和5年10月1日に損害賠償責任共済を更新したにもかかわらず、10日以内に変更届を行わなかったもの。 |
| 根 拠 法 令 | | 法第22条第1項 |
| 処分を行った公安委員会 | | 三重県公安委員会 |